

「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知)新旧対照表(案)

改正案	現行
<p>第1 趣旨 <u>無人ヘリコプターによる空中散布等について、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、その適正な実施に資するため、この指針を定める。</u></p> <p>第2 定義 この指針において、各用語の定義は、次に定めるところによる。 [削る。]</p> <p>1 無人ヘリコプター <u>人が乗って航空の用に供することができない遠隔誘導式小型回転翼機のうち、平成16年3月26日総務省告示第257号(免許を要しない無線局の用途並びに電波の形式及び周波数を定める件)に定める産業の用に供するものに限られた電波の形式及び周波数を使用しているもの。</u></p> <p>2 空中散布等 <u>無人ヘリコプターを用いて行う空中からの農薬、肥料、種子等の散布、調査等。</u></p> <p>3 実施主体 <u>空中散布等を実施する都道府県、市町村、農林業者の組織する団体、防除業者等の組織及び個々の農林業者。なお、空中散布等の作業を他者に委託する場合にあっては、委託者を含む。</u> [削る]</p> <p>4 無人ヘリコプター協議会</p>	<p>第1 趣旨 <u>航空機を用いた空中からの薬剤散布が適当でない地域等において、人畜、農作物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、無人ヘリコプターによる適正な空中散布等の実施に資するため、この指針を定める。</u></p> <p>第2 定義 この指針において、各用語の定義は、次に定めるところによる。 <u>(1) 航空機</u> <u>回転翼航空機(人が乗って航空の用に供することができるヘリコプター(有人ヘリコプター))</u> <u>(2) 無人ヘリコプター</u> 人が乗って航空の用に供することができない遠隔誘導式小型回転翼機</p> <p><u>(3) 空中散布等</u> 無人ヘリコプターを用いて行う空中からの農薬、肥料、種子等の散布及び調査等</p> <p><u>(4) 組織</u> <u>都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等、空中散布等を組織的に実施し得るもの</u></p>

無人ヘリコプターの適正利用による安全確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、都道府県段階で整備される組織。

5 地区別協議会

無人ヘリコプターの適正利用による安全確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、市町村又は空中散布等の実施区域等を単位とした地区別に整備される組織。

[新設]

第3 無人ヘリコプター協議会及び地区別協議会の役割

無人ヘリコプター協議会は、空中散布等の適正な実施を推進するとともに、それにより生ずるおそれのある危害の防止のため、次に掲げる事項について実施することとする。

無人ヘリコプター協議会は、協議会の事業が円滑に実施されるよう、都道府県の指導を受けることが望ましい。

なお、地区別協議会が実施する事項は、無人ヘリコプター協議会が実施する次に掲げる事項に準ずるものとする。

- 1 構成員には、農林水産業者等の関係団体、実施主体、地区別協議会の関係者、都道府県及び市町村の農林水産関係部局、その他必要な行政機関の関係者等を含め、体制の充実及び相互の連携強化を図る。
- 2 実施主体や地区別協議会に対して空中散布等に関する技術的情報を提供するとともに、実施主体から空中散布等の実施計画等を収集し、安全を確保した適正な空中散布等の実施の推進に努める。
- 3 実施主体が行う空中散布等の実施区域の住民に対する事前周知を補完するため、その実施区域に係る市町村その他必要な行政機関に対して、2で収集した空中散布等の情報の提供に努める。

[全部改正]

第4 空中散布等の実施に当たって遵守すべき事項

実施主体は、空中散布等の実施に際して、第5から第7までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 1 空中散布等の実施計画の策定
 - (1) 実施計画の立案に当たっては、空中散布等の実施区域周辺を含む地理的状況、農業地域における住宅地や転作田の混在等の作業環境を十分に勘案し、実施区域及び実施除外区域並びに散布薬剤の種類及び剤

第3 実施主体が遵守すべき要件

空中散布等を行う実施主体は、その作業面積が比較的大きなものとなる組織による場合と、個々の農林業者による場合とがあるが、いずれが実施主体となる場合であっても、他人に無人ヘリコプターの操作を委託する場合がある。

実施主体が、空中散布等を行う際の要件は、第5から第9までに掲げる事項のほか、次に示すとおりとする。

型について十分に検討を行うこと。なお、3に掲げる危被害防止対策を十分に行えないおそれがある場合には、実施計画を見直すものとする。

(2) 空中散布等の実施計画の策定に当たっては、実施計画を無人ヘリコプター協議会（地区別協議会がある場合にあっては、無人ヘリコプター協議会及び地区別協議会）に報告するとともに、関係指導機関の指導及び助言を受けるものとする。

2 空中散布等の実施に関する事前周知

(1) 実施区域及び実施区域周辺にある学校、病院等の公共施設、居住者等に対して、あらかじめ空中散布等の実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡するとともに、実施に際しての協力を得るよう努めること。特に、学校、通学路等の周辺で実施する場合には、実施日及び実施時間について十分調整すること。

(2) 天候等の事情により空中散布等の実施に変更が生じる際には、変更に係る事項について、周知徹底を図ること。

3 実施に当たっての危被害防止対策

空中散布等を実施する際には、実施区域及びその周辺における危被害防止に万全を期すとともに、操作要員及び作業者の安全に十分留意するものとする。

特に、公衆衛生関係（家屋、学校、水道・水源等）、畜水産関係（家畜、家きん、みつばち、蚕、魚介類その他の水産動植物等）、他作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対して危被害を発生させるおそれがないように努めるとともに、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 架線等の危険箇所及び実施除外区域を示した地図を作成する等、実施区域及びその周辺の状況把握に努めるとともに、必要に応じて危険箇所及び実施除外区域を示す標識を設置すること。

(2) 実施区域内への人の立入防止を徹底すること。特に学校、通学路等の周辺で実施する場合にあっては、実施区域周辺に十分注意し、実施区域内に児童、生徒等が立ち入らないようにするための措置を徹底すること。

(3) 実施区域周辺において、空中散布等の対象以外の農作物に農薬が飛散するなどの危被害が生じないようにするために必要な措置を徹底すること。また、農薬の飛散低減の観点から、飛散しにくい剤の使用及

1 組織が実施主体となる場合

(1) 別記様式により空中散布等の記録を整備しておくとともに、その実施区域に係る市町村、病害虫防除所等の関係機関（以下「関係指導機関」という。）から求めがあった場合には、これらの記録を提出すること。

(2) 空中散布等実施計画の策定及び実施に当たっては、関係指導機関の指導及び助言を受けること。

(3) 実施区域に係る学校、病院等の公共施設及び居住者等に対しては、あらかじめ空中散布等の実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡するとともに、実施に際しての協力を得るよう努めること。

(4) 天候等の事情により空中散布等の実施に変更が生じる際には、変更に係る事項について、周知徹底を図ること。

(5) 農薬の散布作業を委託する場合にあっては、第4の要件を満たす者に委託すること。

2 個々の農林業者が実施主体となる場合

(1) 個々の農林業者が実施主体となって空中散布等を実施する場合は、別記様式により空中散布等の記録の整備に努めること。

(2) 農薬の散布作業を委託して行う場合にあっては、第4の要件を満たす者に委託すること。

び散布方法の実施に努めること。

特に、実施区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への危被害が生じないために必要な措置の徹底に努めること。

(4) 操作要員の作業を補助する者(以下「補助員」という。)を機体毎に1名以上配置し、一層の周囲の安全確保に努めること。

(5) 操作要員及び補助員の安全を十分に確保し、特に以下の事項に留意すること。

— 操作要員及び補助員は保護具を着用すること。

— 必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。

— 操作要員は足場の良いところを移動すること。また、足場が不安定な場所では機体を止めてから移動すること。

— 操縦に不具合が発生した場合には、機体を速やかに安全な場所に降下させること。

— 同一地区に2機以上を同時に飛行させる場合は、操作要員等が事前に確認を行った上で、電波の混信が起こらないよう異なった周波数を使用すること。

(6) 空中散布等の実施により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境若しくは生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該区域での実施を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後処理を行うこと。

4 記録の保管

実施主体は、別様式により空中散布等の記録を保管しておくとともに、その実施区域にある関係指導機関から求めがあった場合にはこれらの記録を提出するものとする。

5 機体の保管

無人ヘリコプターの機体、散布装置等の所有者は、これら機材が本来の目的外に使用されることを防止するため、保管管理に当たっては倉庫等の安全な場所に施錠保管する等、厳重な保管管理の徹底に努めるものとする。

[削る。]

第4 他人から委託を受けて空中散布等を行う者
他人から委託を受けて空中散布等の作業を行う者は、第5から第9ま

[削る。]

第5 散布飛行の方法

散布飛行の方法については、次のとおりとする。

- 1 空中散布等の方法は、風下から散布を開始する横風散布を基本とし、操作要員及び周辺環境等への影響等に十分配慮して作業効果の確保に努めること。
- 2 散布方法については別表に掲げるところによるものとする。また、農薬を散布する場合にあっては、無人ヘリコプター散布用として登録を受けたものを、使用上の注意事項を遵守して使用しなければならない。
- 3 飛行速度及び飛行間隔については、別表に掲げるところによるものとし、散布の均一性が確保されるよう十分配慮すること。
- 4 飛行高度については、散布薬剤の物理性、気象条件、散布場所及びその周辺地域の地形等を勘案して、別表に掲げる範囲内で加減すること。
- 5 空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ、地上1.5 mにおける風速が3 m/s 以下の場合に実施すること。なお、当該風速を超える場合には空中散布等を行わないことを徹底するとともに、超えない場合であっても風向きを考慮した散布を行うよう努めること。

[削る。]

でに掲げる事項を遵守して行うものとする。

第5 空中散布等の場所等

空中散布等を行うときは、その実施場所及び周辺区域に関し、危被害防止に万全を期さなければならないものとする。

特に、次に掲げる事項については、特段の配慮を要するものとする。

- (1) 公衆衛生関係（家屋、学校、水道・水源等）、畜蚕水産関係（家畜、家きん、みつばち、蚕、魚介類等水産動植物等）、他作物関係（散布対象以外の農作物等）及び野生動植物関係（天然記念物等の貴重な野生動植物）に対し危被害を発生させるおそれがないと認められること。
- (2) 操作要員その他の作業者の安全が十分に確保されていること。

第6 散布飛行の方法

散布飛行の方法については、次のとおりとする。

- (1) 空中散布等の方法は、風下から散布を開始する横風散布を基本とし、操作要員及び周辺環境等への影響等に十分配慮して作業効果の確保に努めること。
- (2) 飛行速度及び飛行間隔については、別表に掲げるところによるものとし、散布の均一性が確保されるよう十分配慮すること。
- (3) 飛行高度については、散布薬剤の物理性、気象条件、散布場所及び周辺地域の地形等を勘案して、別表に掲げる範囲内で加減すること。
- (4) 空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ風速が別表脚注(3)に掲げる範囲内である場合に実施すること。

第7 散布の方法

散布方法については、別表に掲げるところによるものとする。

第6 利用できる技術

空中散布等に利用できる技術は、試験機関等の行う散布試験、調査等により、その安全性、効果等が確認されたものに限るものとする。

第7 操作要員、機種等

操作要員の技術及び機体等の性能等は、次のとおりとする。

- 1 操作要員は、空中散布等に用いられる機種の操縦技術に習熟しており、かつ、無人ヘリコプターを用いた農薬等の散布に関する技術を修得している者であること。
- 2 機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有し、かつ、保守及び整備のための体制が整備されているものとして別表に掲げるものであること。

第8 空中散布等の効果調査

実施主体は、空中散布等の合理的な実施及び危被害の未然防止等に資するため、地域の実状を勘案して散布飛行状況、散布効果等に関する調査を行うものとする。

第9 社団法人農林水産航空協会の役割

社団法人農林水産航空協会（以下「協会」という。）が果たすべき役割は、次のとおりとする。

- 1 操作要員等の空中散布等に関する技術の向上に資するため、研修体制を整備し、必要な研修を実施すること。
- 2 機体等については、その性能を確保するため製造業者等の協力を得て調査を行うものとし、改善が必要な場合には、当該製造業者等に対する所要の指導及び協力に努めること。

特に、農薬を散布する場合にあっては、無人ヘリコプター散布用として登録を受けたものを、使用上の注意事項を遵守して使用しなければならないものとする。

第8 利用できる技術

空中散布等に利用できる技術は、試験機関等の行う散布試験及び調査等により、その安全性及び効果等が確認されたものに限るものとする。

第9 操作要員及び機種等

操作要員の技術及び機体等の性能等は、次のとおりとする。

- (1) 操作要員は、空中散布等に用いられる機種の操縦技術に習熟しており、かつ、無人ヘリコプターを用いた農薬等の散布に関する技術を修得している者であること。
- (2) 機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有し、かつ、保守及び整備のための体制が整備されているものとして別表に掲げるものであること。

第10 空中散布等の効果調査

実施主体は、空中散布等の合理的な実施及び危被害の未然防止等に資するため、地域の実状を勘案して散布飛行状況及び散布効果等に関する調査を行うものとする。

第11 社団法人農林水産航空協会の役割

社団法人農林水産航空協会（以下「協会」という。）が果たすべき役割は、次のとおりとする。

- (1) 操作要員等の空中散布等に関する技術の向上に資するため、研修体制を整備し、必要な研修を実施すること。
- (2) 機体等については、その性能を確保するため製造業者等の協力を得て調査を行うものとし、改善が必要な場合には、当該製造業者等に対し、所要の指導に併せて協力に努めること。

- 3 操作要員、機体、事業の実施状況等に関する情報の収集等による実態把握、無人ヘリコプター協議会、地区別協議会、実施主体等に対する情報の提供等により安全かつ効率的な利用の推進に努めること。
- 4 第5の散布試験、調査等を実施するときは、無人ヘリコプターの利用上の特性に十分配慮し、安全かつ効果的な技術の開発及び改善に努めること。
- 5 上記1から4までに関する実施計画及び結果については、毎年度、農林水産省消費・安全局長に報告すること。

- (3) 操作要員、機体、事業の実施状況等に関する情報の収集等による実態把握及び実施主体等に対する情報の提供等により安全かつ効率的な利用の推進に努めること。
- (4) 第8の散布試験及び調査等を実施するときは、無人ヘリコプターの利用上の特性に十分配慮し、安全かつ効果的な技術の開発及び改善に努めること。
- (5) 上記(1)から(4)までに関する実施計画及び結果については、毎年度、農林水産省消費・安全局長に報告すること。

[新設]

第10 空中散布等の実績の公表

消費・安全局長は、第9の5の報告を受け、全国の無人ヘリコプターによる空中散布等の実績について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

別表（第5及び第7関係） 空中散布等の基準

[別表略]

注：(1) 飛行高度は、作物上の高さをいう。

(2) 飛行速度は、農薬登録上の使用量が確保できる範囲内で調整することをいう。

[削る。]

(3) 適用機種は、形式名により示している。

(4) 水稻の除草作業のうち滴下及び施肥作業の粒剤散布の飛行間隔は散布資材の特性を考慮し調整すること。

(5) 適用機種のうち、RMAXには、RMAX、RMAX Type 及びRMAX Type Gの3機種を含む。

別表（第6、第7及び第9関係） 空中散布等の基準

[別表略]

注：(1) 飛行高度は、作物上の高さ

(2) 飛行速度は、農薬登録上の使用量が確保できる範囲内で調整すること

(3) 散布は、地上1.5メートルにおける風速が3m/秒以下の場合に実施するものとする

(4) 適用機種は、形式名

(5) 水稻の除草作業のうち滴下及び施肥作業の粒剤散布の飛行間隔は散布資材の特性を考慮し調整すること

(6) 飛行機種の内、RMAXには、RMAX、RMAX Type 及びRMAX Type Gの3機種を含む

「農林水産航空事業実施ガイドライン」(平成16年4月20日付け16消安第484号消費・安全局長通知)新旧対照表(案)

改正案	現行
<p>1 趣旨</p> <p>農林水産航空事業(以下「事業」という。)は、ヘリコプターの病害虫防除や水稲直播への利用により、病害虫防除コストの低減、労働力の軽減、いもち病等地域全体で発生する病害虫の効率的かつ確実な防除等を推進し、農産物の安定供給に寄与する重要な役割を果たしている。</p> <p>また、無登録農薬問題等を背景に食の安全に対する国民の関心が一層高まる中で、安全な食料を安定的に供給していくため、農薬についても安全かつ適正な使用の確保を図ることが一層重要となっている。</p> <p>こうしたことから、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。)により農林水産航空事業を実施するに当たっては、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省令・環境省令第5号)を踏まえつつ、関係者一同の連携強化の下に、特に、次の事項に留意し、事業の実施現場へ周知徹底を図ることにより、農薬の空中散布をはじめとする事業の円滑かつ適切な実施を図る。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>[削る。]</p>	<p>1 趣旨</p> <p>農林水産航空事業(以下「事業」という。)は、ヘリコプターの病害虫防除や水稲直播への利用により、病害虫防除コストの低減、労働力の軽減、いもち病等地域全体で発生する病害虫の効率的かつ確実な防除等を推進し、農産物の安定供給に寄与する重要な役割を果たしている。</p> <p>また、無登録農薬問題等を背景に食の安全・安心に対する国民の関心が一層高まる中で、安全・安心な食料を安定的に供給していくため、農薬についても安全かつ適正な使用の確保を図ることが一層重要となっている。</p> <p>こうしたことから、「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。)により農林水産航空事業を実施するに当たっては、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」(平成15年農林水産省令・環境省令第5号)及び「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号農蚕園芸局長通知。以下「技術指導指針」という。)を踏まえつつ、関係者一同の連携強化の下に、特に、次の事項に留意し、事業の実施現場へ周知徹底を図ることにより、農薬の空中散布をはじめとする事業の円滑かつ適切な実施を図る。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>農業用無人ヘリコプターの利用</u> <u>農業用無人ヘリコプターを用いて防除を行う者においては、以下の点に留意するよう努める。</u> <u>— 有人ヘリコプターの導入が困難な地域又は補完防除体制が確立できない地域については、無人ヘリコプターの利用を検討し、その利用に当たっては、安全運航に十分留意すること。</u></p>

4 [略]

- 農薬の使用に当たっては、無人ヘリコプターを用いた農薬散布に係る事項をはじめとした農薬使用基準を厳守し、適正に使用すること。
- 無人ヘリコプターによる農薬散布を行う場合においても、散布除外区域への農薬の飛散防止を図るため、技術指導指針別表脚注(3)に定める風速を超えたときは、散布の中止を徹底する。また、当該風速を超えない場合であっても、風向を考慮した散布を行う等必要な措置を講じるよう努めること。

特に、散布区域周辺において、飛来する農薬が原因となって有機農産物に関する認証が受けられなくなる等の防除対象以外の農作物への損害が生じないために必要な措置の徹底に努めること。
- 学校や通学路の周辺等で無人ヘリコプターによる農薬散布をする場合にあっては、オペレーター及び補助員は、散布区域の周辺に十分注意し、散布区域内に児童等が立ち入らないための措置の徹底に努めること。
- 無人ヘリコプターの適正利用による安全性の確保、機体の有効利用によるコスト低減等を推進するため、県レベルでの協議会の設置等の組織整備に努めること。

5 [略]